

参 考

1. 新原料費調整制度

		新制度	(参考)現行制度
①料金反映の仕組み	調整頻度	毎月	四半期毎
	平均原料価格	料金適用月の5～3ヶ月前の3ヶ月平均	料金適用期間の2四半期前の3ヶ月平均
②調整バンド		廃止	平均原料価格の変動が基準平均原料価格±5%の範囲内にある場合は原料費調整を行わない
③上限バンド		現行どおり	平均原料価格が上限価格(基準平均原料価格×1.6)を上回った場合には、上限価格を平均原料価格とみなす

(参考1)原料価格の料金への反映方法

	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
現行	平均原料価格			← タイムラグ3ヶ月 →			料金反映					
	平均原料価格			← タイムラグ3ヶ月 →			料金反映					
新制度	平均原料価格			← タイムラグ2ヶ月 →		料金反映						
	平均原料価格			← タイムラグ2ヶ月 →		料金反映						
	平均原料価格			← タイムラグ2ヶ月 →		料金反映						

(参考2)平成21年8月6日以降の単位料金調整額の算定方法は以下のとおり。

$$\text{単位料金調整額} = (\text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}) \div 100 \times 0.082 \times (1 + \text{消費税率})$$

(円/m<sup>3</sup>)                      (円/ト)                      (円/ト)

※ガス料金の算定方法は現行と変わりありません。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + (\text{基準単位料金} + \text{単位料金調整額}) \times \text{ご使用量}$$

(円/月)              (円/月)              (円/m<sup>3</sup>)              (円/m<sup>3</sup>)              (m<sup>3</sup>)